

○草津市消防団条例

昭和38年4月5日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項および第23条第1項の規定に基づき、草津市消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、服務および給与について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は、274人とする。

(団員の種類)

第3条 団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。
- 3 機能別団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外国人支援団員
- (2) 災害時支援団員

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が次に掲げる者の中から市長の承認を得て任命する。

- (1) 本市に居住し、通勤し、または通学する年齢満18歳以上の者。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。
- (2) 身体強健で素行善良なる者

(欠格条項)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 1年以上の長期にわたり市内の居住地を離れて生活することを常とする者または本市に通勤し、もしくは通学することがなくなつた者。ただし、第7条に規

定する休団をしている場合を除く。

(退職)

第6条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(休団制度)

第7条 団員（班長以上の階級に属している者および災害時支援団員を除く。以下この条において同じ。）は、転勤、育児または介護等で長期にわたり消防団の職務に従事できないときは、団長の承認を受け、3年を超えない範囲内で団員の身分を保有しつつ、その職務を休職すること（以下「休団」という。）ができる。この場合において、団員は、休団を開始した日から3年を超えない範囲内で当該休団を延長することができる。

2 休団中の団員については、第11条の規定は適用しない。

3 第1項の規定による承認は、休団中の団員が第9条第1項に規定する停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

4 休団をしていた団員は、前回の休団期間後における最初の4月1日から2年間勤務した後でなければ、休団をすることができない。ただし、団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(分限処分等)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して降任し、または免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合

2 団員は、第5条第1号または第3号に該当したときは、その身分を失う。

(懲戒処分)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告し、停職にし、または免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例または規則に違反した場合

(2) 職務上の業務に違背し、または職務を怠つた場合

(3) 団員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(休団、分限および懲戒の手続)

第10条 休団、分限および懲戒に関する手続については、規則で定める。

(服務規律)

第11条 団員は、非常勤とし、その招集は特別の場合を除くほか、市長の指示により団長がこれを行う。

2 団員は、招集によつて出動し、職務に従事するものとする。

3 団員は、招集を受けない場合であつても、災害（火災、風水害または地震等の災害をいう。ただし、機能別団員にあつては、市民等の避難を伴う風水害または地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

4 基本団員は、常に消防の任務に従つて行動し、次の各号を遵守しなければならない。

(1) あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服しないこと。

(2) 7日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出ること。ただし、特別の事情がない限り基本団員の半数以上が同時に居住地を離れないこと。

(3) 火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障のある行為をしないこと。

(4) 前3号のほか、別に規則で定める事項

5 機能別団員は、前項第1号、第3号および第4号を遵守しなければならない。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬および出動報酬とする。

2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、機関員（消防ポンプ自動車または小型動力ポンプ等の運転および整備点検を行う者をいう。）には、当該年額報酬に3,200円を加給する。

3 団員が年度の中途においてその職に就いたとき、年度の中途において退職し、免

職され、停職にされ、失職し、もしくは死亡したとき、または年度の中途において休団をしたときは、月割りにより算出して年額報酬を支給する。この場合において、1月未満の端数が生じる月は、その月を1月として計算する。ただし、懲戒処分を受けた場合または第5条第1号に該当したことにより失職した場合は、懲戒処分を受けた日または失職した日の属する月を除いて計算するものとする。

- 4 年額報酬は、年度を単位として6月ごとに年額を分割して支給する。ただし、月割りにより支払を行う必要が生じた場合は、そのつど支給する。
- 5 年額報酬は、第2項の規定にかかわらず、団員が年度を通じて消防団の職務に従事しないとき、または休団の期間中は、支給しない。この場合において、前項の規定にかかわらず団員が6月の間に職務に従事しなかつたときは、年額報酬の支給を留保することができるものとし、次の6月の間に勤務実績があつた場合は、年額を一括で支給できるものとする。
- 6 団員が災害、命令による警戒、訓練等により出動したときは、別表第2に定める出動報酬を支給する。
- 7 出動報酬は、月の1日から末日までを計算期間として毎月1回、その翌々月の末日までにその月額的全額を支給する。

(服装品の貸与)

第13条 団員には、必要な服装品を貸与することができる。

- 2 服装品は、就職または既に貸与されている物が使用不能となつたときに貸与し、退職または死亡したときは、これを返納させる。
- 3 貸与品の補修は、被貸与者の負担とする。
- 4 貸与品を過失怠慢によりき損または亡失したときは、これを賠償させることができる。

(費用弁償)

第14条 団員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の額およびその支給方法は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）の規定を準用し、団長、副団長および分団長にあつては7級相当職員、その他の団員にあつては4級相当職員の旅費の相当額とする。

(公務災害補償)

第15条 団員が職務によつて死亡し、または負傷したときは、草津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年草津市条例第16号）の定めるところにより補償する。

（退職報償金）

第16条 団員が退職したときは、草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年草津市条例第29号）の定めるところにより、その者（死亡による場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和38年7月1日から施行する。
- 2 草津市消防団員の任免服務に関する条例（昭和29年10月条例第15号）は、この条例施行と同時に廃止する。
- 3 草津市消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年12月条例第36号）は、この条例施行と同時に廃止する。
- 4 この条例施行の際現に団員であるものは、この条例により任命されたものとみなす。

付 則（昭和40年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和40年12月27日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年4月11日条例第4号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則（昭和43年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年7月14日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年3月28日条例第4号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年12月27日条例第54号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

（経過措置）

5 改正後の草津市消防団条例第11条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和54年12月24日条例第35号）

1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

2 改正後の草津市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和55年3月29日条例第15号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和58年3月29日条例第21号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年12月26日条例第28号）抄  
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) この条例第1条中第14条の2第2項および第20条第1項の改正規定、この条例第2条の規定、付則第8項から第14項までの規定、付則第17項から第19項までの規定、付則第20項中第3条の改正規定ならびに付則第21項の規定

昭和61年4月1日

付 則（平成元年4月1日条例第14号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月28日条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月27日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年10月4日条例第27号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日条例第6号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年10月6日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月27日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第18号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月6日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月30日条例第11号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和7年11月25日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた

処分その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1（第12条第2項関係）

種類		階級	1年につき
基本団員		団長	82,500円
		副団長	69,000円
		分団長	50,500円
		副分団長	45,500円
		部長	39,000円
		班長	37,000円
		団員	36,500円
機能別団員	外国人支援団員	団員	36,500円
	災害時支援団員	団員	12,000円

別表第2（第12条第6項関係）

区分	支給単位	1時間につき
非常招集	1時間	1,000円
警戒招集		
訓練招集		
その他の招集		